

6-3
13

## 大學の自由及び自治の確立について

(昭和二年四月九日  
オランダ新委員会成)

春山
78

一 学問の教授及び研究の中心機関である大學の運営の権限は、大學の運営と同時に、二つある。如き、政府の官僚的統制と压迫を排すと同時に、二つある。理解となく社会的勢力の干渉を防止しなければならない。より大學の自由が無責任に漏れ、或は自治がその範囲を逸脱するか如何にしてあつてはならぬのであって、これかために、その適正な運営を保障する方法を講ずる必要がある。

二 以上の方見地から國立大學における教育研究と主要な人事と、予算その他經營につけて以下の措置を適當とする。

(A) 大學の教育及び研究につきは、教授会、監督委員會にあつては、評議会もあわせ合ふ。か審議する。

(B) 教授、助教授の任命は、さきに本委員會が決

議した教員に関する身分法に基くこととし、その任命には、開いたは、教授会が選定した者について、其該大学の教員の具狀に基き、主管大臣が癸令する。

(C) 学長は、当該大學の教授及び一定範囲の助教授の職員に対する選定された候補者について、さきに本委員會が決議した中央教育委員會の議決と併せて、主管大臣が任命すること。

学部長は、当該学部の教授の事務、教授会は上にて選定され、下者について、当該大学の教員の具狀に基き、主管大臣が任命すること。

(D) 予算案の作成、施設その他大學の運営の事務は、甲天教育委員会が議決して、主管大臣が実施すること。

三、更にわが國立大學の自治的經營として有効ならぬ事無く、  
大學に教授会或は評議会のほと「商議會」ヘタウシル  
古設け、學外の高い學識經驗ある者、書下名と當該大學  
の教授の若干名と、學長を以て組織し、主として前記中に  
開する事項と審議するを適當とする。

商議員、員數は、五名ほり三十名とし、多くとも  
至る半數は學識經驗ある者とし、多くとも  
學識經驗者による商議員は、大學がその候、仰者と推定せし、  
主管大臣が中央教育委員会の議を経て任命し、教授、評議員は、  
教授会（綜合大學にあつては評議会）が推薦し、上者を主幹官大  
臣が任命可する。

商議員の任期は、三年とし、一年ごとに三分の一すれども改選する。

(備考)

公立大學については、本案やニ附及び第三項に準ずること。

